

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成27年7月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500074 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500031 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 4 年 1 月から同年 7 月までが 17 万円から 20 万円、同年 8 月から平成 5 年 6 月までが 19 万円から 28 万円とすることが必要である。

平成 4 年 1 月から平成 5 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 4 年 1 月から平成 5 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日まで

私は A 社に勤務していたが、請求期間に係る標準報酬月額が、給料台帳等で確認できる支給総額より低い額となっているので、調査の上、請求期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の標準報酬月額の相違について訂正を求めているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、請求者から提出された給料台帳及

び預金通帳の記録により厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できることから、請求期間のうち平成4年1月から同年7月までは20万円、同年8月から平成5年6月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成3年12月については、給与台帳及び預金通帳の記録から、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない上、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500075 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500033 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（昭和 49 年 3 月 30 日）及び取得年月日（昭和 49 年 7 月 1 日）を取消し、当該喪失日から取得日までの期間を被保険者期間として訂正し、昭和 49 年 3 月から同年 6 月までの標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 49 年 3 月から同年 6 月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 49 年 3 月から同年 6 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 3 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A 社において、昭和 48 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 53 年 1 月 1 日に同資格を喪失するまでの間、継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録から請求者は、A 社において昭和 48 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 49 年 3 月 30 日に同資格を喪失、同年 7 月 1 日に同社において再度、同資格を取得していることが確認でき、昭和 49 年 3 月から同年 6 月までの請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がないことが確認できる。

しかしながら、請求者が提出した給与明細書（写）及び同僚の陳述等から、請求者が請求期間において継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、給与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は、昭和 49 年 3 月から同年 6 月までの期間について、社会保険事務所（当時）の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っていることが確認でき、同期間の厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 49 年 3 月から同年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500067 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500032 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年10月1日から昭和38年6月30日まで

私は、昭和36年10月から昭和38年6月までA社C出張所（以下「C出張所」という。）に勤務し、班の「D職」として班員の給与計算等を担当していた。給与計算において、自分自身の厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

「D職」は出張所の中核社員であって、A社では中核社員は厚生年金保険に加入する取扱いとなっており、請求期間における厚生年金保険料の控除については、同社の正社員で請求期間当時にC出張所の労務担当であった者が証言していることから、同社が厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出を行わないまま、保険料を控除していた可能性があるため、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が名前を挙げた同僚で同じ班に属していたとする者の回答及びC出張所の元労務担当者の陳述から、請求者は、請求期間当時、同出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B支店は、「C出張所は、当社B支店が管轄した現場出張所に属し、厚生年金保険の適用事業所としての届出は、『A社B支店』として行っていた。」と回答しており、同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には、請求期間において請求者の記録は確認できない上、上記同僚も当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、A社B支店は、i) 請求期間当時の雇用形態について、作業員を同社B支店が直接雇用する「直備制度」を採用していたが、C出張所にあった各班の構成員が同

社と雇用関係にあったかどうかは記録が残っていないため確認できないこと、ii) 社会保険のうち、健康保険と厚生年金保険の双方に加入していた者は、同社の社員及びE職であったこと、iii) 「F職」や「D職」は、中核社員となるがいろいろな「格」があり、必ずしも全員が例外なく厚生年金保険に加入していたわけではないこと、iv) 同社B支店が保管する「厚生年金保険整理簿」(昭和20年代以降の年金加入者名簿)に請求者の氏名は記載されていないことを回答している上、請求者が請求期間当時に「D職」及び「F職」の中核社員であったと記憶する者8名の同社B支店に係る厚生年金保険の加入記録は、上記被保険者名簿等及びオンライン記録から、請求期間の一部の期間において厚生年金保険に加入していた者と請求期間に加入が確認できない者が混在しており、同社B支店では、請求者の主張する中核社員であっても必ずしも全員を厚生年金保険に加入させている取り扱いではなかったことが推認される。

さらに、上記の元労務担当者は、「各班のD職が作成する賃金を総括した一覧表には厚生年金保険料控除欄に控除額の記載があったことから、中核社員であった請求者の給与からも厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述しているが、同担当者は、その陳述を裏付ける賃金の総括一覧表及び台帳等の保管は無く、請求者の厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、上記の元労務担当者は、「中核社員は、A社が定める職責ではなく、対象者が属する班の班長(E職)が認める職責であり、請求者が中核社員であったかは所属班長しか分からない。同社では、「D職」であっても中核社員か否か、及び厚生年金保険に加入する取扱いであったか否かについては分からない。」と陳述しているところ、請求者の属する班の班長として特定できた者は既に死亡しており、請求者に係る職責及び厚生年金保険への加入の取扱いについて陳述を得ることができない。

その上、上記被保険者名簿等において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録があつて、生存及び所在が確認できる者に文書による照会を行い、回答のあつた40名全員が「請求者が厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。」としており、請求者の厚生年金保険の加入及び保険料控除について陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500071 号

厚生局事案番号：中国四国（脱）第 1500001 号

第 1 結論

昭和 28 年 4 月 1 日から昭和 33 年 5 月 11 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から昭和 33 年 5 月 11 日まで

請求期間について、脱退手当金を受給している記録になっているが、私は脱退手当金を受給した記憶がないので、厚生年金保険の被保険者期間として請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険資格喪失日である昭和 33 年 5 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 38 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、33 人に脱退手当金の支給記録があり、33 人全員が 6 か月以内（33 人のうち、12 人の支給日が請求者と同一日となっている）に支給されている上、当時は通算年金制度施行（昭和 36 年 4 月 1 日適用）前であったことを踏まえると、請求者についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認できる。

また、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 33 年 9 月 6 日に支給されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者期間及び標準報酬月額等を当該脱退手当金の裁定庁に厚生省（当時）が回答したことを示す記録があるなど、受付から支給決定までの一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者から資料の確認及び事情を聴取しても、受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないほか、当該事業所は既に全喪しており事業主も所在不明のため、脱退手当金の請求手続について確認できない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。